(4)　勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等（令第二条の十二第一号に規定する取締役等をいう。(8)及びロ(4)において同じ。）である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

(5)　［略］

(6)　当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

(7)　信託を用いて当該株券等を交付する場合（(8)に規定する場合を除く。）には、次に掲げる事項

(i)　当該信託の受益権の内容

(ii)　当該信託を用いて交付する予定の当該株券等の総数又は総額

(iii)　当該信託を用いて当該株券等を交付することができる者の範囲

(8)　持株会契約（提出会社又はその子会社の取締役等が、当該提出会社又はその子会社の他の取締役等と共同して、当該株券等の買付けを一定の計画に従つて個別の投資判断に基づかずに継続的に行うことを約する契約をいう。）に基づき当該株券等を交付する場合には、次に掲げる事項

(i)　当該持株会契約の内容（信託を用いて当該株券等を交付するときは、当該信託の受益権の内容を含む。）

(ii)　当該持株会契約に基づき交付する予定の当該株券等の総数又は総額

(iii)　当該持株会契約に基づき当該株券等を交付することができる者の範囲

ロ　新株予約権証券等　次に掲げる事項

［(1)・(2)　略］

(3)　当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（(4)及び(5)において「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳

(4)　勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

(5)　［略］

［三～二十一　略］

［3～11　略］

第二号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

(4)　勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第二条第一項各号に掲げる会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人（ロ(4)において「取締役等」という。）である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

(5)　［同上］

(6)　当該株券が譲渡についての制限がされていない他の株券と分別して管理される方法

［加える。］

［加える。］

ロ　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（以下ロにおいて「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳

(4)　勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第二条第三項各号に掲げる会社の取締役等である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

(5)　［同上］

［三～二十一　同上］

［3～11　同上］

第二号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】